

令和6年度 第3回徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和6年8月9日（金） 午後3時00分～午後4時10分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員) 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南 委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 徳島県最低賃金額改正について、公益委員と労使委員の二者協議を繰り返し審議が行われた。

(2) 各委員の主張は下記のとおりである。

○労側委員

最低賃金の審議に当たっては、労働者が徳島市から兵庫県、淡路島の方に流出していることを考えなければならない。

最低賃金を段階的に引き上げるという考え方もあるが、まずは隣県と並んでから、という思いはある。

使用者側委員とも話し合った結果、金額の差が開きすぎており、公益委員の考えを聞いてみたい、との話になった。

○使側委員

目安額の50円は5.58%の引上げとなり、徳島における春闘の引上げ率よりも高い。

最低賃金を法律で示される三要素で説明できない金額で決めてしまうと、徳島県内の使用者に対して説明ができない。

倒産理由をみても、倒産する理由は一つだけではなく、様々な理由が重なって倒産に至っている。最低賃金の引上げがどこまでの影響が出るかわからない部分がある。

企業所得と雇用者報酬に占める雇用者報酬の割合が低いことを示す資料をみると、企業が支払う余力はまだあるのではないかと思う。我々の姿勢も見直す時期にあるのではないか。目標は決まっているが、あとはそこまでどのスピードでいくのか、そういう問題なのかなと考えている。

4 次回開催

8月21日（水）午後3時から第4回徳島県最低賃金専門部会を開催することとされた。（徳島地方合同庁舎6階会議室）